

●香川県告示第258号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成20年5月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成20年5月19日
- 3 指定道路の位置 丸亀市土器町東七丁目310番、311番、312番
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.12メートル  
延長 26.14メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。